

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 令和6年職員の給与等に関する勧告の概要

- (1) 月例給 初任給及び若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給を引き上げる。
- (2) 特別給 年間の支給月数を0.2月引き上げる。
- (3) 扶養手当の見直し 配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる。
- (4) 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当限度額を引き上げる。

2 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、以下のとおり改定する。

(1) 月例給

公民較差 11,029 円 (2.89%) を解消するため、行政職給料表(一)1 級 5 号 (高卒初任給) を 158,100 円から 182,000 円 (+23,900 円) に、1 級 29 号 (大卒初任給) を 196,200 円から 220,000 円 (+23,800 円) に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で 1,000 円以上給料月額を引き上げる。

(2) 特別給

期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

			年 間 支 給 月 数		
			現 行	令和6年度(案)	令和7年度以降(案)
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の職員	管理職員 以外の職員	期末手当	2.40	2.50(+0.10)	2.50(+0.10)
		6月	1.200	1.200(——)	1.250(+0.050)
		12月	1.200	1.300(+0.100)	1.250(+0.050)
		勤勉手当	2.25	2.35(+0.10)	2.35(+0.10)
		6月	1.125	1.125(——)	1.175(+0.050)
		12月	1.125	1.225(+0.100)	1.175(+0.050)
		合計	4.65	4.85(+0.20)	4.85(+0.20)
	管理職員	期末手当	2.05	2.15(+0.10)	2.15(+0.10)
		6月	1.025	1.025(——)	1.075(+0.050)
		12月	1.025	1.125(+0.100)	1.075(+0.050)
		勤勉手当	2.60	2.60(+0.05)	2.70(+0.10)
		6月	1.300	1.300(——)	1.350(+0.050)
		12月	1.300	1.400(+0.100)	1.350(+0.050)
		合計	4.65	4.85(+0.20)	4.85(+0.20)
定年前 再任用	管理職員 以外の職員	期末手当	1.35	1.40(+0.05)	1.40(+0.05)
		6月	0.675	0.675(——)	0.700(+0.025)
		12月	0.675	0.725(+0.050)	0.700(+0.025)
		勤勉手当	1.10	1.15(+0.05)	1.15(+0.05)
		6月	0.550	0.550(——)	0.575(+0.025)
		12月	0.550	0.600(+0.050)	0.575(+0.025)

短時間勤務職員	管理職員	合計	2.45	2.55(+0.10)	2.55(+0.10)
		期末手当	1.175	1.225(+0.05)	1.225(+0.05)
		6月	0.5875	0.5875(——)	0.6125(+0.025)
		12月	0.5875	0.6375(+0.050)	0.6125(+0.025)
		勤勉手当	1.275	1.325(+0.05)	1.325(+0.05)
		6月	0.6375	0.6375(——)	0.6625(+0.025)
		12月	0.6375	0.6875(+0.050)	0.6625(+0.025)
		合計	2.45	2.55(+0.10)	2.55(+0.10)

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

4.65月 → 4.85月(+0.20月)

・定年前再任用短時間勤務職員

2.45月 → 2.55月(+0.10月)

(3) 扶養手当の見直し

配偶者等に係る手当を廃止し、当該廃止分を原資として子に係る手当額を引き上げる。

3年間で段階的に実施

	令和6年度	令和7年度 (案)	令和8年度 (案)	令和9年度以降 (案)
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円
父母等	6,000円	(現行どおり)		

(4) 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当限度額の引上げ

東京都との均衡を考慮し、初任給調整手当限度額を引き上げる。

現行	令和6年度(案)	令和7年度(案)
268,500円	275,700円	315,200円

3 施行期日等

(1) 月例給に係る改正 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(2) 期末手当及び勤勉手当に係る改正 令和6年度分の引上げは、公布の日。令和7年度以降分の引上げは、令和7年4月1日

(3) 扶養手当の見直しに係る改正 令和7年4月1日

(4) 初任給調整手当限度額引上げに係る改正 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。